

一般社団法人日本鉄鋼協会 中国四国支部細則

(目的)

第1条 一般社団法人日本鉄鋼協会 支部規程第13条に基づき、中国四国地区における支部活動の運用について細則を定める。

(名称)

第2条 中国四国地区の支部の名称を、一般社団法人 日本鉄鋼協会 中国四国支部（以下支部）とする。

(運営)

第3条 支部はその運営を、公益社団法人日本金属学会中国四国支部と共同で行う。

(連絡先)

第4条 支部の連絡先は、公益社団法人日本金属学会中国四国支部と共同の支部事務所に設置する。

(支部の事業年度)

第5条 支部の事業年度は毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

(支部事業)

第6条 支部事業は、支部規程に定める次の行事の立案と実行とする。

- (1)講演大会の開催
- (2)講演会、研究会等の開催および育成事業
- (3)見学会の実施
- (4)研究業績の表彰

2 支部の事業の計画及び報告は事業計画書及び事業報告書に一括して記載する。

(支部の合議機関)

第7条 支部事業を遂行するため、支部には次の合議機関をおく。

- (1)支部会議
- (2)支部委員会
- (3)支部幹事会

(支部会議)

第8条 支部会議は各年度の予算・決算・事業計画・事業報告・その他必要事項について報

告ならびに議決を行う。

- 2 支部会議は原則として年1回、毎年事業年度の始まりで開催する。(2月末～3月)
- 3 議長は支部長が務める。
- 4 支部会議は支部長、支部委員、支部幹事の過半数の出席でもって成立し、議決は出席者の過半数によるものとする。但し、書面で予め意思表示した場合には出席者とみなす。

(支部委員会)

第9条 支部委員会は支部会議において議決する事項一切の会務を審議決定する。

- 2 支部委員会は支部会議および支部講演大会に合わせて開催する。
- 3 議長は支部長が務める。
- 4 支部委員会は支部長、支部委員、支部幹事の過半数の出席でもって成立する。但し、書面で予め意思表示した場合には出席者とみなす。
- 5 支部委員会の決議は出席構成員の過半数によるものとする。但し、書面で予め意思表示した場合には議決権を行使できるものとする。
- 6 必要に応じて支部長が召集する臨時支部委員会を開催できる。

(支部幹事会)

第10条 支部長が召集し、支部幹事が支部事業運営に関する各事項を審議する。

- (1)支部講演大会、記念講演の講演者候補の決定
- (2)本部から求められた各賞候補者の選定
- (3)支部研究会等の開催に関する報告
- (4)その他必要案件の審議

- 2 支部幹事会は支部委員会と併催および6月頃と10月頃に開催する。

(支部運営組織員)

第11条 支部の業務を執行するための支部運営組織員(以下、支部役員)と数は次の通りとする。

- (1)支部長 1名
- (2)支部委員 10名以上20名以下
- (3)支部幹事 4～6名
- (4)支部顧問 必要に応じて
- (5)支部地区代表 10名以上20名以下

(支部役員の選任)

第12条 支部役員は支部委員会で選任され、支部会議で承認される。

- 2 支部長は支部委員の互選により選出されるが、原則として別表1に示す通り、維持会員

企業による輪番制とする。

- 3 支部委員は地区内の会員の中から選任する。
- 4 支部幹事は地区内の会員の中から支部長が委嘱する。
「鉄鋼支部長および支部幹事の選任輪番表」に別途定める。
- 5 支部地区代表は支部長が委嘱する。選任において会員である必要は無い。
- 6 支部顧問はかつて支部長であった者ならびに支部活動に著しい貢献のあった者を支部会議の議決により推挙する。
- 7 支部委員会での選任に先立って、支部から支部役員の候補者を支部委員会に推薦することができる。
- 8 異動等に伴う役員の変更は、変更前の役員もしくはこれに準ずる者が新たな役員を推薦し、これを支部長が承認することで行う。

(支部役員の職務)

第13条 支部役員の職務は次のとおりとする。

- (1)支部長 支部を代表しその会務を総括する。
- (2)支部委員 支部長を補佐し、支部の会務を処理する。
- (3)支部幹事 支部長および支部委員の意を受け会務を運行処理する。
- (4)支部地区代表 支部会議、支部委員会の議決および必要事項を支部地区代表の属する団体等へ連絡を行う。
- (5)支部顧問 支部委員会に出席し事業の遂行に必要な助言・意見を述べることができる。

(支部役員の任期)

第14条 支部役員の任期は、定時支部会議終了時から2年後の定時支部会議終了時までとする。

- 2 支部役員は重任を妨げないが、2期以上4年を超えて重任できない。
- 3 補欠として選任された支部役員の任期は前任者の残任期間とする。

(支部役員の退任)

第15条 支部役員は、任期が満了すれば退任する。任期満了による退任の通知は送付しない。

- 2 前項にかかわらず、支部役員は届出により退任することができる。
- 3 法令等並びに日本鉄鋼協会の定款、支部規程およびこの細則に違反したり、日本鉄鋼協会の名誉を傷つけた場合若しくは退任させるべき正当な事由がある場合には、支部委員会の決議により退任させることができる。

(支部経費)

第16条 この支部の業務の執行に要する費用は、日本鉄鋼協会本部からの交付金ならびに協会外からの寄付金その他をもってあてる。

2 支部会議および支部委員会の議決ならびに各年度予算および決算は日本鉄鋼協会会長に報告しその承認を得る事を要する。

(旅費規程)

第17条 支部会議、支部委員会、支部幹事会等にかかる旅費等に関しては、「日本鉄鋼協会・日本金属学会 中四国支部 会計内規」にて別途定める。

(行事関係)

第18条 研究会、支部講演大会、記念講演会の開催要領については、「日本鉄鋼協会・日本金属学会 中四国支部 講演会内規」に別途定める。

第19条 研究会などの、主催、共催、協賛については「日本鉄鋼協会・日本金属学会 中四国支部 共催・協賛内規」にて別途定める。

(表彰関係)

第20条 講演大会優秀学生賞の選考に関しては、「日本鉄鋼協会・日本金属学会 中四国支部表彰内規」ならびに「参加奨励に基づく優秀講演発表学生の日本鉄鋼協会・中国四国支部選考規程」に別途定める。

2 選考に際する採点基準については、「優秀学生選考採点ガイドライン」にて別途定める。

第21条 支部長賞ならびに支部学術功労賞については、「日本鉄鋼協会・日本金属学会 中四国支部 表彰内規」に別途定める。

(内規の変更又は廃止)

第22条 別途定める内規の変更又は廃止は、幹事会の議決を経て、支部委員会の承認を要する。

(細則の変更又は廃止)

第23条 この細則の改廃は支部会議の議決による。

附則 1. この細則は平成27年3月6日より改訂実施する。

附則 2. 平成28年3月14日より一部改正

鉄鋼支部長および支部幹事の選任輪番表					
令和2年8月支部委員会承認					
年度	鉄鋼支部長	鉄鋼幹事A	鉄鋼幹事B	金属幹事A	金属幹事B
2013	東洋鋼鈑	日立金属	東洋鋼鈑	日新	JFES
2014	東洋鋼鈑	NSSC	東洋鋼鈑	日新	マツダ
2015	NSSC	NSSC	東洋鋼鈑	日新	マツダ
2016	NSSC	NSSC	JFES	日新	日立金属
2017	JFES	NSSC	JFES	東洋鋼鈑	日立金属
2018	JFES	日新	JFES	東洋鋼鈑	マツダ
2019	日新	日新	JFES	東洋鋼鈑	マツダ
2020	日新→日鉄	日新→日鉄	日立金属	東洋鋼鈑	NSSC
2021	日立金属	日立金属	日鉄	NSSC	JFE
2022	日立金属	日立金属	東洋鋼鈑	NSSC	マツダ
2023	東洋鋼鈑	東洋鋼鈑	NSSC	JFE	マツダ
2024	東洋鋼鈑	東洋鋼鈑	NSSC	JFE	マツダ
2025	NSSC	NSSC	JFE	日立金属	JFE
2026	NSSC	NSSC	JFE	日立金属	JFE
2027	JFE	JFE	日立金属	東洋鋼鈑	マツダ
2028	JFE	JFE	日立金属	東洋鋼鈑	マツダ
2029	日立金属	日立金属	東洋鋼鈑	NSSC	マツダ
2030	日立金属	日立金属	東洋鋼鈑	NSSC	マツダ
2031	東洋鋼鈑	東洋鋼鈑	NSSC	JFE	NSSC
2032	東洋鋼鈑	東洋鋼鈑	NSSC	JFE	NSSC
2033	NSSC	NSSC	JFE	日立金属	マツダ
2034	NSSC	NSSC	JFE	日立金属	マツダ
2035	JFE	JFE	日立金属	東洋鋼鈑	マツダ
2036	JFE	JFE	日立金属	東洋鋼鈑	マツダ
2037	日立金属	日立金属	東洋鋼鈑	NSSC	東洋鋼鈑
2038	日立金属	日立金属	東洋鋼鈑	NSSC	東洋鋼鈑
2039	東洋鋼鈑	東洋鋼鈑	NSSC	JFE	マツダ
2040	東洋鋼鈑	東洋鋼鈑	NSSC	JFE	マツダ
2041	NSSC	NSSC	JFE	日立金属	マツダ
2042	NSSC	NSSC	JFE	日立金属	マツダ
2043	JFE	JFE	日立金属	東洋鋼鈑	日立金属
2044	JFE	JFE	日立金属	東洋鋼鈑	日立金属
2045	日立金属	日立金属	東洋鋼鈑	NSSC	マツダ
2046	日立金属	日立金属	東洋鋼鈑	NSSC	マツダ

- ① 鉄鋼幹事の内1名は、鉄鋼支部長の実務代行者として支部長の所属会社より選任する。
- ② 支部幹事は原則として2期以上4年を超えて重任できない。